

工事打合せ簿記載例

【土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン】

第2章 設計変更

2-1 設計変更の基本事項

(5) 設計変更が可能な場合 <設計変更が可能な具体的な事例>

□ 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。

- ① 記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。
また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。
- ② 概算金額については、契約金額ベースで記載する。
ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。
- ③ 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。

上記に伴う、工事打合せ簿の一般的な記載内容について次頁からを参考に工事打合せ簿を作成してください。

【凡例】 黒字：記載例 赤字：補足説明

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成○○年○○月○○日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	○○改良工事(△△工・××地先)		
(内容) (例) <p style="text-align: center;">○○工の施工について</p> 土木工事請負契約書第19条4項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。 【別紙に 協議理由・対策検討の内容・数量・形状寸法、施工方法、図面等、必要となる資料を添付する。】			
(発注者が記入) 概算金額 約 ○十万円 増(減)額の見込みである。(参考値) (本金額は、契約金額ベースの金額である。) 【契約金額ベースで概算金額を記載する。】 *ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。 (記載例) 概算金額 約 ○十万円 増(減)額の見込みである。(参考値) (本金額は、契約金額ベースの金額である) *ただし、○○工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。 添付図 葉、その他添付図書			
処理	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [別紙のとおり施工すること。変更契約の対象とする。]	
	年月日: 【協議の回答において、変更対象と対象にしないものが混在している場合には別途回答するものとする。】		
回答	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 []	
	○○株式会社 年月日:		

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者